

株式会社オータ

TOPICS 01

TOPICS **02**

心理的瑕疵に関する告知義務

るでしょうか? ます。皆さんは熱中症にならな 謹啓 消耗し、熱中症の危険も出てき 番。暑さの中での労働は体力を てまいりました。いよいよ夏本 なり、日差しが一段と強くなっ 上げます。さて、夏も本格的に いために、何か対策はされてい ますご健勝のこととお慶び申し 盛夏の候、皆様にはます

す。夏野菜には水分が多く含ま てくれます。また、栄養価が高 積極的に摂ることがおすすめで いので水分補給と栄養補給が同 熱中症対策として、夏野菜を 体内の熱をクールダウンし

> す。 分すぎる程の対策を取ることが しいことです。熱中症予防は十 た体調を元に戻すのはとても難 はいかがでしょうか。一度崩し 的に食べるように心がけてみて がない時でも気軽に食べられま 0) る物も多いので暑い中料理する 時にできますし、生で食べられ 大切です。 が嫌だという時、あまり食欲 ぜひ皆さんも夏野菜を積極

ご健康とご繁栄を心よりお祈り 申し上げます。 暑い日が続きますが、

謹白

皆様の

時に住戸で生じた人の死の事案

管理会社にとってもできれば避 すら受けます。そういったもの 半分に取り上げられている印象 や公示サイトなどで、 が生活する場である以上、どん けたいものではありますが、人 者はもちろん、物件オーナー、 言葉が独り歩きし、ホラー映画 な物件でも起こりえる事象です。 昨今では「事故物件」という 賃貸物件内の「人の死」。居住

あり、 ました。 はガイドラインの概要を作成 周知を進めるため、 の死の告知に関するガイドライ るを得ないのが現状ですが、 すべてを告知対象とする傾向も ン」を公表しています。さらに 土交通省では令和3年10月に「人 関係者は神経質にならざ 今年3月に 玉

> ます。 には、

単身高齢者の入居敬遠を ガイドライン制定の背景

必要

見直しを行うことも記されて

11

する必要があります。

今後、 適時に

新

たな裁判例等を踏まえ、

があると認識した場合は、

過

て問われた場合や、

特段の事

した期間や死因に関わらず告知

賃貸経営を行うために、ガイド

以上にナーバスになることなく 防ぐことがあるようです。

ラインに目を通してみてはい

だし、借主から事案の有無につい 間は3年間となっています。た 他の死については、 の中での不慮の死 かわらず、 し)については、 住宅の場合、 ガイドラインによると、賃貸 原則告知不要。その 自然死や日常生活 経過期間にか (特殊清掃 告知対象期 な

がでしょうか。

の影響もあるのか、不動産取引 殊更面白

ガイドライン人の死の告知に関する国土交通省



торісs **03**

障害者差別解消法改正 配慮の提供が義

ました。同法以前に施行された

「障害者基本法」では、基本原則

否することが認められなくなったためです。 居を希望する障害者に対して、 会社の対応にも影響が出る可能性があります。入 改正が施行され、「合理的配慮の提供」が義務化 2024年4月1日、「障害者差別解消法」の 賃貸事業を行うオーナーや管理会社、仲介 明確な理由なく拒

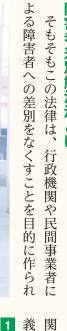
現化するための法律と言えます。

いましたが、その理念をより具

「差別の禁止」が挙げられて

事業者の3つの義務

障害者差別解消法とは



不当な差別的取り扱いの禁止

義務を課しています。 関や民間事業者に対して3つの 障害者差別解消法は、 行政機

禁止されています。 けない条件を付けることなどは すること、障害のない人には付 あたって、場所や時間帯を制限 ること、またサービスの提供に なく、サービスの提供を拒否す 障害者に対して正当な理由も

具体例

- 物件の広告や図面に 者不可」と記載する 「障害
- 緊急時に連絡ができないと いう理由をもって入居を断
- だと判断して仲介や入居を 者に対して、一方的に無理 一人暮らしを希望する障害

2 合理的配慮の提供

うな対応ができるのかを、個別 じ、リスク低減のためにどのよ 必要があります。 れます。どのようなリスクが生 い範囲で対応することが求めら れたときには、負担が重すぎな 状況に応じて柔軟に検討する ~要としているとの意思が示さ 障害者から、何らかの対応を

具体例

案内するといったケース 障害者が内見を希望する場 をしないこと という抽象的な理由で支援 で、「何かあったら困る_ ら物件まで車いすを押して 合、不動産会社の事務所か

断る理由にはならない たリスクだけでは、入居を あったら」という漠然とし 「前例がない」「もし何か

3 環境の配備

物件のバリアフリー化等を進め あらかじめ不動産会社の店舗 以上のような場合に備えて、

務に変わり、 の提供」が努力義務から法的義 民間事業者による「合理的配慮 2024年4月の改正では、 これまでよりも厳

注意が必要です。

ことになりました。例えば「足 は予め対策を講じておく必要が えられます。このようなケース 別的」な対応とされることが考 断っていたケースなどでも、 は危ない」などの理由で入居を が不自由な方には、うちの物件 にも対応ができるように、今後 格に対応することが求められる あるのかもしれません。

合理的配慮の提供の判断基準 障害者の定義と

繰り返す等があれば、 断することとされており、明確 どの要素を考慮し、総合的に判 性の程度、 事業への影響の程度、実現可能 ない範囲の配慮とされています。 的配慮とは、過度な負担となら が対象となります。そして合理 下の過料などの罰則があるので かしながら、不当な差別的取り な判断基準は存在しません。 おいて制限を受けている人全て つまり、日常生活や社会生活に 発達障害なども含まれています。 的障害だけでなく、精神障害や 「障害者」とは、身体障害や知 合理的配慮の提供違反を 費用・負担の程度な 20万円以



タルサポートは当社へお任せください。



山口県宇部市松島町9番6号

